

苫小牧工業高等専門学校寄宿舍規則

規則第3号

制 定	昭和39年4月1日
一部改正	昭和40年4月1日
一部改正	昭和43年4月1日
一部改正	昭和44年4月1日
一部改正	昭和50年4月1日
一部改正	昭和51年7月20日
一部改正	昭和56年11月2日
一部改正	昭和59年4月1日
一部改正	昭和63年4月1日
一部改正	平成4年4月1日
一部改正	平成15年3月20日
一部改正	平成16年4月1日
一部改正	平成25年3月7日
一部改正	平成27年3月10日
一部改正	平成28年2月23日
一部改正	令和3年3月26日

(趣旨)

第1条 この規則は、苫小牧工業高等専門学校学則第50条第2項の規定に基づき、苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）における寄宿舍の管理運営その他必要事項について定めるものとする。

(設置の目的)

第2条 寄宿舍は、学生の修学に便宜を供与し、かつ、規律ある共同生活を通して、その人間形成を助長し、本校の掲げる教育目的の達成に資することを目的とする。

(名称)

第3条 寄宿舍の名称は、本校蒼冥寮及び楓和寮（以下「学生寮」と総称する。）とする。

(寮生活の基本)

第4条 学生寮に入寮している学生（以下「寮生」という。）は、本校学則、この規則及びその他本校の定める諸規則を守り、相互に敬愛啓発して自己及び共同生活の向上充実に努めなければならない。

(管理運営)

第5条 学生寮は、校長が管理運営する。

- 2 副校長（寮務主事）は、校長の命を受けて、学生寮の運営及び寮生の厚生補導に関することを掌理する。
- 3 寮務主事補は、副校長（寮務主事）の業務を補佐する。

4 学生寮に関する事務は、学生課において処理する。

(宿日直)

第6条 校長が必要と認めたときは、教員が宿日直する。

2 宿日直に関する事項は、別に定める。

(寮務委員会)

第7条 学生寮の管理運営に関する事項及び寮生の厚生補導に関する事項を調査審議するため、寮務委員会を置く。

2 寮務委員会に関する事項は、別に定める。

(入寮)

第8条 学生寮に入寮を希望する学生は、入寮願（別紙第1号様式）及びその他本校が指定する書類を添え、校長に願い出るものとする。

2 蒼冥寮には男子学生を、楓和寮には女子学生を入寮させる。

3 入寮を希望する学生の選考は、寮務委員会が行う。

4 入寮の選考に関する事項は、別に定める。

5 入寮の許可は、選考の結果に基づいて、校長が行う。

6 入寮の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても入寮させることがある。

7 入寮の許可期間は、入寮した日の属する年度の末日までとする。

(退寮)

第9条 退寮しようとする寮生は、退寮願（別紙第2号様式）を校長に提出し、許可を受けるものとする。

2 本校学則及びその他本校の定める諸規則に違反した寮生、寄宿料及び第11条第2項に規定する諸経費を納付しない寮生又は疾病その他の事由により共同生活に適さないと認めた寮生に対し、校長は退寮を命ずることがある。

(居室の決定)

第10条 寮生の居室の決定及び変更は、副校長（寮務主事）が行う。

(寄宿料及び諸経費)

第11条 寄宿料の額及び徴収方法は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号）及び本校債権管理及び歳入徴収事務取扱要項の定めるところによる。

2 寮生の入寮時に必要な経費及び生活上必要な経費で各人の負担すべきものの額及び徴収方法は、別に定める。

3 寮生又は寮生の学資を主として負担している者が、風水害等の災害を受け、納付が困難であると認められる場合は、別に定めるところにより寄宿料を免除することがある。

(組織設置の許可)

第12条 寮生がその総意により、自ら学生寮設置の目的に従って運営する組織を設けようとする場合、その組織の目的等が学校運営上、有意義であると認めるときは、校長はその組織の設置を許可するものとする。

2 校長は、前項の組織がその目的を逸脱した場合は、解散を命ずることがある。

(防災安全)

第13条 校長は、寮生の災害時における安全の確保について、必要な措置を取らなければならない。

2 寮生は、火災その他の災害の防止について、常時注意するとともに、本校が行う防災避難訓練及びその他の措置について協力しなければならない。

(保健衛生)

第14条 校長は、寮生に関する健康の維持及び増進に留意しなければならない。

2 校長は、必要があると認める場合は、寮生に対し健康診断の受診又は療養を命ずることがある。

3 寮生は、各自の健康維持及び増進に留意するとともに、本校が行う健康診断等必要な措置に協力しなければならない。

4 本校教職員は、寮生から罹患又は怪我をした旨の申出があった場合、必要な措置を講じなければならない。

(施設、設備の使用)

第15条 学生寮の施設、設備の使用については、別に定める。

(閉寮期間等)

第16条 学生寮は、本校学則第5条第1項第四号に規定する休業日は閉寮するものとする。ただし、特別の必要があるときは、校長は、これらの休業日であっても開寮させることがある。

2 前項に規定する閉寮期間のほか、臨時に閉寮する場合は、校長がその都度定める。

3 校長は、寮生にやむを得ない事情があると認めたとき、前2項の閉寮期間中においても残寮を許可することがある。

(雑則)

第17条 この規則の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和51年7月20日から施行する。

附 則

この規則は、昭和56年11月2日から施行する。

附 則

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成15年3月20日から施行し、平成14年4月1日から適用する。
- 2 この規則以前に執行しているものについては、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年3月7日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前に入学した学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

入 寮 願

年 月 日

苫小牧工業高等専門学校長 殿

本 人	学年 組 (年度入学)
	氏 ^り が ^な 印 男・女
	生年月日 年 月 日
保護者等	住 所 〒 Tel () -
	氏 ^り が ^な 印
	職 業 本人との続柄

下記の理由により苫小牧工業高等専門学校の学生寮に入寮したいので許可願います。

記

入寮希望理由	
--------	--

1. 通学事情

1)	自宅から最寄りの J R 駅までの距離	約	k m
2)	自宅出発時間	約	時 分頃
3)	自宅から最寄りの J R 駅までの交通手段, 所要時間 該当○印 (バス ・ 自転車 ・ 徒歩 ・ その他)	約	分
4)	J R 列車発車時刻	線	駅発 時 分

2. 家族構成

(4月1日現在予定)

氏 名	続 柄	職 業 等 (学 生 の 場 合 は 学 年)

3. 疾病等について (寮生活をする上で寮に知らせておきたい疾病等 例: 喘息等)

--

4. 家族の特殊事情

--

学級担任印	
-------	--

退 寮 願

年 月 日

苫小牧工業高等専門学校長 殿

本人	(男子) 第 棟 室 (女子) 室	学年	組
	氏 名		印
	生年月日	年	月 日
保護者等	住 所		
	氏 名		印
	本人との続柄		

このたび下記の理由により、苫小牧工業高等専門学校の学生寮を退寮したいので許可願います。

記

退 寮 の 理 由	
退寮希望年月日	年 月 日
退寮後の住所	〒 Tel () -